

最近の裁判例から (14) - 通行妨害と不法行為 -

工事車両の通行を妨害した行為は不法行為にあたるとして、建築主が求めた損害賠償請求が認容された事例

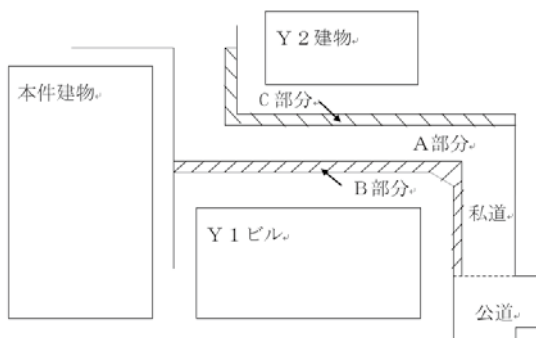
(東京地判 平31・3・15 ウエストロー・ジャパン) 室岡 彰

敷地に唯一接する私道での通行妨害により、建築建物の完成が約2年遅延したことから、建築主が、遅延による追加工事代金等の支払いを妨害者に求めた事案において、妨害者には、妨害行為に出ざるを得ない事情があったとはいえ、不法行為にあたるとして請求の一部が認容された事例（東京地裁 平成31年3月15日判決 ウエストロー・ジャパン）

1 事案の概要

X 1（原告）は、自宅と2階建共同住宅が存する商業地域内の敷地（本件敷地）に、これらの建物を壊して7階建ての共同住宅（本件建物）を建築することを計画した。

なお、本件敷地は直接公道に接しておらず、X 1の所有土地（下図A部分）、Y 1（被告）所有土地の一部（下図B部分）及びY 2（被告）のX 1からの賃借土地の一部（下図C部分）で構成される建築基準法42条2項所定の道路（本件通路）が、本件敷地から公道へ通じる唯一の通路となっていた。



平成24年8月、本件建物の建築工事（本件

工事）説明会において、Y 1らは、7階建てから3階建てへの変更をX 1が聞き入れないなら、工事の邪魔をする等の発言した。

平成25年3月、X 1はX 2（原告・建築業者）と請負契約を締結し、4月1日、本件工事に着手した。

構造 RC造地上7階建
完成期日 平成26年1月31日
請負代金 3億4069万円余

平成25年4月頃、工事車両の通行により、Y 2賃借土地部分の舗装が破損し、X 2が舗装工事を実施したが、Y 2らが、本件通路の入口付近に立ち、また、Y 2はY 2賃借土地部分に三角パイロン等を置き、Y 1はY 1所有土地部分に土のう等を置き、車両の通行を阻止したため、同年5月7日から平成26年3月28日までの326日間、本件工事は中断した。

平成26年4月、本件通路下のガス管本体の老朽化によりガス漏れ事故が発生した際、また、同年5月頃、本件通路のうちY 1所有土地部分及びY 2賃借土地部分に陥没が生じ、陥没により工事車両がY 2建物の台所の窓ガラスに接触し破損した際、Y 1らは、X 2からのX 2負担での補修工事提案に合意せず、工事車両の前に立ちふさがったため、平成26年4月12日から平成27年5月31日までの間に386日間、本件工事は中断した。

平成27年8月、Y 1が依頼したビル補修会社が、Y 1所有土地上のビルの雨漏り関連工事のために足場を設置し、X 1からの足場撤去の求めにかかわらず応じなかったため、工

事車両が通行できず、同月17日から同年9月13日までの28日間、本件工事は中断した。

X 1らは、これらの工事妨害に対し、都度、東京地方裁判所に申立て、執行官による妨害物排除の代替執行等により妨害を排除し、平成28年6月30日、本件建物が完成したが、通行妨害により生じた追加費用等の請求として、Y 1らに、X 1宛に2億3184万円余、X 2宛に3587万円余の支払いを求め、提訴した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のように判示し、X 1らのY 1らに対する請求の一部を認容した。

本件通路は、公道から本件敷地へ至る唯一の通路であり、Y 1らが妨害行為をし、工事車両が本件通路を通行できなくなる事態が生じたことにより、本件建物の完成が遅れ、X 1の本件建物を建築し完成させる利益が侵害されたといわなければならない。

一方で、次のとおり、Y 1らが妨害行為に出ざるを得ない事情があったとはいえない。

平成25年4月頃、工事車両が本件通路を通行した際、Y 2賃借土地の舗装の一部を破損し、また、平成26年5月頃、Y 2賃借土地部分等に陥没が生じ、工事車両がこれに接触し、Y 2建物の窓ガラスを破損したが、当該破損等を除き、本件工事の関係車両の通行により建物に何らかの破損等が生じたわけではないのであるから、Y 1らが妨害行為に出たことがやむを得ないとまでいうことはできない。

また、三角パイロンを置いたのは、工事車両によるY 2建物の損壊防止をする必要があったためであるとのY 2の主張も、土のうを置いたのは、雨水がビルの地下一階に流入しないように防止する必要があったからであるとのY 1の主張も、採用することはできない。

平成26年4月に本件通路に立ちふさがった

のは、工事車両の通行により更なるガス漏れ事故を防止するためであるとのY 1らの主張も、ガス漏れ事故はガス管の老朽化によるものであり、工事車両の本件通路通行により更なるガス漏れ事故が生じるおそれがあったとはいえず、採用することはできない。

また、平成26年5月に本件通路に立ちふさがったのは、ビル東角のL型側溝が陥没したことから、工事車両に脱輪による事故等の危険防止のためであるとのY 1らの主張も、X 1らが自己負担で陥没補修工事を行う旨を提案しており、採用することはできない。

雨漏り関連工事のために足場を設置したとのY 1の主張も、ビルの雨漏り発生から足場設置までに1年以上経過しており、同工事をしなければ直ちに支障が生じる状況であったとはいえず、採用することはできない。

以上、本件工事を中断させたY 1らの妨害行為は、X 1らに対する不法行為を構成するといえ、X 1らの請求は、X 1については1億2527万円余、X 2については3061万円余の限度で理由がある。

3 まとめ

私道において、車両通行の可否をめぐる紛争となることがあり、裁判例として、営業車両での通行を求めた妨害行為の禁止が認容された事例（大阪高判 平26・12・19 RETIO 101-122）や私道の利用制限の取り決めは自動車通行や駐停車を禁止する範囲で有効であるとした事例（東京地判 平23・6・29 RETIO 85-110）等が見られる。

これら判決では、車両通行を制限する側に、通行制限を必要とする事情があるか、車両通行者側に、車両通行が日常生活上不可欠の利益を有するか等にもとづき判断されており、実務の参考になる。

（調査研究部調査役）